

建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめ（座長案）～三つの検討課題に係る当面の見直し方向等～ の 修正意見

2010.10.19

牧村委員、尾島委員

赤文字：追加記述 青文字：削除 緑文字：理由

建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめ（座長案） ～三つの検討課題に係る当面の見直し方向等～

1 はじめに

今回の検討会には、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方という三つの検討課題が与えられており、それらを中心に意見交換を進めてきた。**検討の過程で**、これら三つの検討課題の他にも、現在の建築基準法および関連法令に関する意見が多数述べられたため、本とりまとめ案は、三つの課題を中心に検討結果をまとめたが、それ以外の課題に関する意見および討議についても記述した。

[理由] 第1回検討会での馬淵副大臣の挨拶の「建築基準法の改正のみならず、今後、建築行政全般にかかる法制度の整備も踏まえて、この場での議論が一助となることを心からお願い申し上げたいと思っております。」とあるように、検討会は三つの課題のみならずその他の議題も検討することになっていた。

「**検討の過程**」で建築基準法および関連法令に関する意見が述べられたのではなく、当初より予定されていた課題である。

2 三つの検討課題に係る当面の見直し方向等

与えられた三つの課題については、かなりの時間をかけて検討を進め、多くの意見が出されたが、それらを**次のように要約する**。**と、次のようになる。**

三つの課題以外についても、関連する課題に関し意見交換が行われたが、今回は建築基準法に関する三課題を中心に検討されたため、これらの関連課題については時間等による制約もあり、必ずしも十分な制度的検討等がなされていない。したがって、引き続き検討が必要と考えられる。

[理由] 三つの課題とその他の課題の要約を 2 で記述しているため、(1)から(4)を纏めた冒頭文とするのがよい。

(4)の冒頭文を 2 の冒頭文に移動する。

- (1) 構造計算適合性判定制度のあり方について
 - ① 構造計算適合性判定制度の対象範囲について
 - ② 構造計算適合性判定制度の実施方法について
 - ③ 構造計算適合性判定制度に関するその他の意見について
- (2) 建築確認審査の法定期間について
- (3) 厳罰化について
- (4) その他の関連課題について

~~三つの課題以外についても、関連する課題に関し意見交換が行われたが、今回は建築基準法に関する三課題を中心検討されたため、これらの関連課題については時間等による制約もあり、必ずしも十分な制度的検討等がなされていない。したがって、引き続き検討が必要と考えられる。~~

~~関連課題に関し提起された意見の概要は以下の通りである。~~

- ① 工事監理・中間検査・完了検査に関する意見
 - ② 既存不適格建築物の増改築等に関する意見
 - ③ 大臣認定に関する意見
 - ④ 設備設計に関する意見
 - 設備設計に関し業務実態と資格制度との乖離しているとの見解に基づき、
 - ・設備設計一級建築士制度において、建築設備士を活用すべき
 - ・建築設備士に設計・工事監理に係る一定の業務権限を付与すべき
- などの法整備をすべきとの意見が多くの委員から出された。提案がなされた。

[理由] 設備設計に関し業務実態と資格制度との乖離を明らかにし、建築設備士の活用や設計の業務権限の付与を、言い換えれば法整備をすべきとの意見が出されたことを記述すべきである。

⑤ その他の意見

3 おわりに

本検討会においては平成22年3月8日以来、11回にわたり、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方を中心に議論を行い、これらの検討課題に関し今後検討を行う際に考慮すべき事項等を上記の通りとりまとめた。

国土交通省には、本報告を踏まえ、**建築基準法および関連法令等の制度の見直し、および技術基準検討体制の整備や制度見直しの検討などに早急に取り組むことを強く求める。**

また、検討の過程で、……検討する必要があるとの意見もある。

一方で、……事実である。

このような状況のもと、……多くの英知を集めて策定すべきである。